

2021年4月5日

一般財団法人全日本ろうあ連盟

要 望 書

日頃より、私どもきこえない・きこえにくい人の福祉向上に、ご理解ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。きこえない・きこえにくい人をとりまく環境をバリアフリーにさせていただきたく、下記の通り要望いたします。

I 地域における障害者支援について

○障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。特に、地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。

① 地域において、ろう者等が活用できる社会資源が乏しく、障害特性に応じた適正なサービス（手話言語によるサービス提供等）を受けられないために認知症の進行や、精神疾患の発症等で障害が重度化している。ろう者の特性を学んだ専門家や福祉及び介護人材の育成されるような研修を既存の制度に組み入れたり、またその学習機会を増やす仕組みを作っていただきたい。

また、ろう者等の当事者が支援する側にも立てるよう、福祉及び介護人材養成のすべての研修に情報保障を提供していただきたい。またそうすることで人材の確保及びピアサポートが担保の一助になると考える。

② 先の報酬改定で、放課後デイサービス等では手話通訳士・者に対しては、加算されることになったが、人への加算ではなく、サービスの質（手話言語の提供）での加算を検討していただきたい。例えば、きこえる、きこえないに関わらず、手話言語によるサービス提供であれば、加算対象とするような仕組みを作っていただきたい。

○地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方についてどう考えるか。また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった観点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援（地域生活支援事業等の在り方）について、どう考えるか。

① 手話通訳事業において設置・派遣される手話通訳者は、相談支援事業と同様に、様々な障害福祉サービスを利用するための前提としての意思疎通支援の役割を担ってきた。かつ、意思決定支援の側面も合わせて行ってきた実態がある。意思疎通支援と意志決定支援が一体になっているケースを踏まえ、一体となったシステム構築を検討していただきたい。

② 地域で養成する手話奉仕員及び手話通訳者養成については、講師不足に悩む地域が多く、講師の養成システムが必要な状態に直面している。講師養成のカリキュラムがなく、国の予算が少ない現状では、都道府県の財源状況によって講師養成

の実施方法が統一されていない状態にある。早急に地域での養成のありかたを検討するとともに、講師養成カリキュラムについても講師養成のかかる財源の確保を含めて検討していただきたい。

- ③ 現在、ろう者・難聴者・中途失聴者・盲ろう者を対象とする意思疎通支援者の養成にかかる指導者養成、支援者の養成・研修の各事業が実施されているが、派遣のコーディネートを専門的に担うための養成・研修事業がない。支援を受ける人の特性は様々であり、支援に精通したコーディネーターが不可欠になるため、その人材養成・研修事業の創設をお願いしたい
- ④ 指定特定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員が生活全般に係る相談やサービスの利用計画の作成に関する業務に携わりつつあるが、ろう・難聴の特性や個々人の環境等を把握した上でのかみ細かな支援は不可欠。また、基幹相談支援センターで行われるものも同様だが、手話言語で相談支援ができる事業所及び支援センターは全国でもごく僅か。聞こえない人が安心して障害福祉サービスを受けられるよう全国どこでも手話言語で相談支援が可能になるような環境整備をしていただきたい。
- ⑤ 支援機器の役割は大変大きなものがあると認識している。ただ、これらの機器が使えず、あるいは更なる困難を抱え込む者がでないようにフォローする体制も考慮していただきたい。
- ⑥ ろう者・難聴者・中途失聴者は、日常生活用具として認定されている機器の数や範囲が狭く、コロナ禍でICTを活用した情報保障が広がり、また2021年7月には電話リレーサービスが公的になるので、それら利用のために必要なPCやタブレットなどもその対象として拡大していただきたい。
- ⑦ コロナ禍により遠隔手話通訳が広まりつつある。しかし、対面通訳が基本であることは変わらず、設置通訳者の代わりになるものではないという認識のもと、緊急時や災害時の広域的な支援体制が必要と考える。そのためにも、遠隔手話通訳の補助金は継続していただきたい。

II 障害児支援について

○障害児通所支援の在り方についてどう考えるか。特に、昨今の状況変化（女性の就労率の上昇等）や、インクルージョンの観点も踏まえ、放課後等デイサービス・児童発達支援等がそれぞれ担うべき役割・機能をどう考えるか。

- ① ろう児向けの放課後等デイサービス等の事業所が少なく、地域の施設に通わざるを得ないろう児、若しくは通所を断念するろう児がいる。手話のできるスタッフの配置や、手話言語をはじめとする視覚的情報アクセスが可能な体制の整備など、地域でも安心して通所できる環境を検討していただきたい。
- ② 厚労省・文科省予算による「令和2年度聴覚障害児支援中核機能モデル事業」

は、8地域（うち2地域は厚生省事業・文科省事業を並行）で、協議会の設置と地域の難聴児支援に関する検討が行われた。きこえない・きこえにくい子ども（以下、きこえない子ども）に対しては、乳幼児期からの適切な支援が必要であり、様々なきこえない子どもに対し、地域の放課後デイサービスや、児童発達支援センター等も含む、他機関・多職種の連携による切れ目ない支援が求められている。モデル事業の実施地域において、きこえない子どもに関わりのある事業所、及び地域の聴覚障害者協会等、当事者の声が置き去りにされないよう、当事者の参画を徹底していただきたい。

- ③ 「放課後等デイサービスガイドライン」では、放課後等デイサービス事業所と学校との連携を求めている。今回、厚労省と文科省が取り組んでいる「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」（以下、モデル事業）の目的にあるように、「乳児からの適切な支援と多様な状態像への支援」は重要であり、「福祉部局と教育部局が連携を強化」することはモデル事業で求められている支援につながると考える。このモデル事業と放課後等デイサービス等の通所施設と特別支援学校、特別支援学級、通常の学級との連携を強化し、ろう乳幼児を含めた切れ目のない、省庁、担当部局の連携・横断的なきこえない子どもに対する支援のあり方について検討していただきたい。

○いわゆる「過齢児」をめぐる課題についてどう考えるか。（円滑な移行に向けた仕組み、支援体制等）

① 移行先の支援機関及び支援体制でも、手話言語を使用できる環境、視覚による情報アクセスが可能な環境を整え、ろう児及びろう重複障害児が移行後も引き続き安心して利用できるよう検討していただきたい。

Ⅲ障害者の就労支援について

○短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行についてどう考えるか。

- ① 福祉的就労から一般就労への一方通行ではなく、その人のニーズによって一般就労から福祉的就労の移行もスムーズにできるよう検討されるべきである。

○雇用と福祉の連携強化についてどう考えるか。（雇用・福祉施策の役割分担、それぞれの課題など）

※雇用と福祉の連携強化については、「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」においても検討中（資料2）。

- ① 雇用と福祉の連携だが、まずは、労働政策審議会（障害者雇用分科会）にきこえない当事者が入っていないばかりか、現在、障害者の就労関係のWGが設置され検討が進んでいるか、そこにも聞こえない当事者の参加はなく、ろう者等の声が雇用政策の場面には届いていないので早急に改善いただきたい。

その証左として、令和元年に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」の参議院付帯決議にあった「十一、障害者が働くための人的支援など合理的配慮を含む環境整備に関する支援策の充実強化に向けて検討すること。また、職場介助者

や手話通訳者の派遣等の人的支援に関し、現行制度上の年限の撤廃及び制度利用の促進について検討すること。」手話通訳者派遣の年限撤廃や利用の簡素化などを厚生労働省及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に要望をしているが、検討の場さえも設けられず一向にその改善がなされないので、これも至急対応いただきたい。

- ② 現在、福祉の場面でも雇用の場面でもICTによる情報保障（遠隔手話通訳）が拡大しているが、それぞれの協議の場がなく、システムや申込窓口、利用条件も違っている。双方に一長一短あるので、利用者が使いやすい制度の構築を検討していただきたい。
- ③ 2021年7月から電話リレーサービスが公的サービスとして始動するが、ろう者等の職域拡大、就労支援のためにも民間企業へ、ろう・難聴者等があっても電話ができるようになることを周知していただきたい。

IVその他

○意思疎通支援事業における手話通訳事業（設置・派遣・養成）を、改正障害者基本法や障害者差別解消法における新たな意思疎通者の役割及び位置づけを反映させたものとするため、手話通訳事業に新たな役割を盛り込んでいただきたい。

●現状の意思疎通支援事業制度の課題

①制度が脆弱であること

意思疎通支援事業は、自治体の事業となっていることからその手話通訳者の派遣や設置等の基準に格差がある、また未実施自治体も多い。国庫補助が、統合補助金であるため、地方自治体の負担が大きくなっていることも原因の一つである。

②意思疎通支援事業の担い手の身分保障が不十分であること

手話通訳者の置かれている状況をみると、「登録手話通訳者」は有償ボランティアという位置づけであり、また設置通訳者の大半は非常勤となっており、身分保障が十分とは言い難い状況である。

③手話通訳者の「支援」の領域についての認識、評価がなされていない

現在、手話通訳者は「通訳」という領域での活動という見方となっているが、そのろう者の背景や生育歴、また地域社会の関わりや日本語能力の力等をも併せて、支援も行っている。

●改正障害者基本法や障害者差別解消法における新たな意思疎通支援者の役割及び位置づけ

障害者権利条約の批准に向けて、2011年に改正された『改正障害者基本法』では、その第3条「地域社会における共生等」の3項で、全ての障害者は「言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」としている。

また、第 22 条「情報の利用におけるバリアフリー化等」で、「国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため」に「障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。」としている。

今までは、障害者総合支援法の地域生活支援事業の中に、手話通訳者の設置事業、派遣事業、養成事業があり、手話通訳者は福祉制度の基盤の上で活動をしてきた。

しかし、障害者権利条約や障害者基本法、そして障害者差別解消法において、手話通訳者は「情報バリアフリー」や「合理的配慮」を踏まえた上での活動も求められている。

●手話通訳者事業（設置、養成、派遣）の新たな役割とは

①手話通訳者の業務（設置、派遣）

手話通訳者に求められる業務は「言語通訳」だけではなく、「支援・当事者間の関係調整」を明確に位置づけるべきである。

手話通訳者であり、主に行政における福祉職として相談支援（意思形成・決定に関与、関連業務の企画や運営管理）を行うべきである。

②手話通訳事業所（派遣）

意思疎通支援事業による手話通訳事業を実施する手話通訳事業所の機能は、手話通訳業務と相談支援業務を一体的に行うことが求められる。聴覚障害者情報提供施設など障害関係事務所を基盤に据えた手話通訳制度を構築する必要がある。

③手話通訳者の養成（養成）

現在、手話通訳者養成は全国手話研修センターや国立リハビリテーション学院、また、各都道府県で行われている

しかし、厚生労働省から平成 10 年に出されたカリキュラムにもとづき養成されており、遠隔手話通訳や電話リレーサービス等、ICT の発展など今の時代に十分対応しているとはいえない。

厚労省として、大学や養成機関での養成から、手話奉仕員、手話通訳者、手話通訳士まで一連での共通した養成カリキュラムの見直し及び作成が必要である。

●「手話言語法」「情報コミュニケーション法」の制定を実現すること

ろう者等への手話言語獲得・手話を使える環境整備を保障する「手話言語法」、ろう者、盲ろう者、視覚障害者等の情報・アクセス・コミュニケーションを保障する「情報・コミュニケーション法」の双方を制定させ、福祉・医療・雇用・教育・司法等の様々な場面で具体的な施策を行うことで、ろう者等の真の社会参加及び情報バリアフリーを推進する必要がある。